

聖籠町と北越後農業協同組合グループとの包括連携協定書

令和3年8月24日

聖籠町（以下、甲という）と北越後農業協同組合グループ（以下、乙という）は、相互の連携を強化し、聖籠町内における地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙とは、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、もって町民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

（1）農業の振興および地産地消の推進

- ① 農業の振興および園芸生産拡大に向けた取り組みの推進に関する事
- ② 担い手育成の支援に関する事
- ③ 食農教育（食育活動）・地産地消の推進に関する事
- ④ 農作業事故未然防止の推進に関する事

（2）地域および暮らしの安全・安心の確保

- ① 地域・暮らしの支援に関する事
- ② 防火・防犯・交通安全などの啓発に関する事

（3）災害時支援

- ① 必要物資の供給に関する事
- ② 情報伝達に関する事
- ③ 避難所等施設の提供に関する事
- ④ 義援金に関する事

（4）地方創生

- ① 地方創生の推進に関する事
- ② SDGsの推進に関する事

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、包括連携協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定の定めのない事項又はこの包括連携協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この包括連携協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

甲 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4
聖籠町

聖籠町長 西脇道夫

乙 新潟県新発田市島潟1184番地1
北越後農業協同組合

経営管理委員会会長

斎藤松郎